

赤道原則 プログレスレポート 2026

2026年3月

三菱UFJ銀行

世界が進むチカラになる。



目次

| | |
|------------------------------|-----------|
| はじめに | 03 |
| 赤道原則とは | 04 |
| 赤道原則の概要 | 05 |
| 赤道原則の流れ | 06 |
| 三菱UFJ銀行における赤道原則の運用 | 07 |
| ESDDポイント解説－非自発的移転 | 08 |
| 非自発的移転 | 09 |
| 生計回復 | 10 |
| ケーススタディ①：道路建設・拡張に伴う、経済的移転 | 11 |
| ケーススタディ②：水力発電ダム建設に伴う、物理的移転 | 12 |
| 赤道原則の起源に迫る | 13 |
| レジェンドとの対話－赤道原則誕生の裏側に迫る－ | 14 |
| 250 Bishopsgateでの再会 | 17 |
| 次世代へのメッセージ | 23 |
| 三菱UFJ銀行の赤道原則運用ハイライト | 25 |
| 2024年 赤道原則適用案件振り返り | 26 |
| デジタル活用① 案件情報管理アプリ「MINT」開発 | 27 |
| デジタル活用② ESDDにおけるAI活用 | 28 |
| ポジティブインパクトの計測に向けた挑戦 | 29 |
| ネガティブインパクトの軽減とポジティブインパクトの最大化 | 30 |
| おわりに | 31 |
| Appendix | 32 |
| 2024年環境社会配慮確認・カテゴリーに関する情報開示 | 33 |
| 用語集 | 39 |

はじめに

2025年4月の「赤道原則プログレスレポート」創刊以来、初めて赤道原則に触れる方から日常的に赤道原則に携わっている実務家の方まで、幅広いステークホルダーの皆様より多くのご感想や貴重なフィードバックが寄せられました。いずれも示唆に富むものであり、多くの気づきをいただきました。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

第2号となる本レポートでは、赤道原則の原点から現在に至る歩みとその広がりを振り返りながら、未来に向けた取り組みをお伝えします。

「赤道原則プログレスレポート」創刊号では三菱UFJ銀行と赤道原則の20年の歩みを振り返りましたが、本レポートでは時計の針をさらに巻き戻し、2003年の赤道原則創設とそこに至るまでの環境社会リスクを巡る民間金融機関の葛藤と挑戦に焦点を当てました。

始まりは、どこの職場でもあるような会話でした。しかし、この二人の紳士の会話は、民間金融機関にとって環境社会リスクに対処するためのフレームワークの創設につながるものとなりました。国際金融公社（International Finance Corporation, IFC）元CEOのPeter Woicke氏およびABN AMRO銀行 元 Head of Group Risk ManagementのHerman Mulder氏の対談では、赤道原則創設に至るまでのエピソードやお二人のリーダーシップに触れていただくことができます。

両氏のイニシアティブのもと、のちに赤道原則創設の契機となった会合が、2002年10月21日、ロンドンの250 Bishopsgate（現NatWest Group本社）にて開催されました。それから四半世紀近くが経とうとしている今、赤道原則創設に大きく貢献された方々が同地に再び集い、創設期の舞台裏について語っていただきました。世界各地のプロジェクト現場で顕在化する環境・社会課題に向き合う中で、バンカーたちは議論を重ね、やがて赤道原則という共通の枠組みを構想し、その起草へと歩みを進めていきました。

インタビューでは、赤道原則が形づくられ、市場に受け入れられていくまでの過程や、そこで直面した困難について、臨場感あふれるエピソードが語られました。また、赤道原則を将来の世代へと引き継いでいく私たちに向けた、力強いメッセージも寄せられました。本会合の開催にあたり、会場の利用をご快諾いただいたNatWest Group様のご厚意に、心より感謝申し上げます。

本レポートでは、上記のインタビュー企画に加え、三菱UFJ銀行が赤道原則を適用したプロジェクトのセクター分析も掲載しています。また、環境社会デューデリジェンスのポイント解説として、創刊号の「生物多様性」に続き、読者の方からのご要望を多くいただいた「非自発的移転」を取り上げました。あわせて、デジタル技術の活用が業務にもたらす新たな可能性についても触れています。

最後に、発展的な取組として、ポジティブインパクトの計測に向けた展望についても取り上げています。赤道原則は、開発プロジェクトが環境・社会にもたらすネガティブインパクトを軽減するためのフレームワークですが、開発プロジェクトが環境・社会にもたらすポジティブインパクトにも目を向け、ネガティブインパクトの軽減とポジティブインパクトの極大化を統合的に推進していくことが、今後ますます重要になると考えています。

赤道原則とは

赤道原則の概要

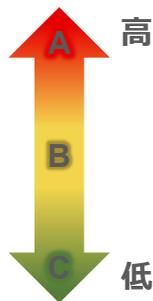


赤道原則とは

赤道原則は、金融機関が大規模開発プロジェクトに資金を提供する際に、プロジェクトに起因する環境・社会リスクと影響を、特定、評価、管理するための枠組みです。

赤道原則採択金融機関（EPFI）は、融資するプロジェクトの潜在的なリスクと影響の大きさに応じてカテゴリーを付与し、カテゴリーに応じたリスク管理を行います。2026年3月末現在、世界で128の金融機関が赤道原則を採択しています。

環境社会リスク



適用範囲

赤道原則はプロジェクトファイナンスおよびプロジェクトを資金用途とするコーポレートローン、アドバイザーサービスなどに適用されます。

概要

赤道原則は、10の原則で構成されています。

| | | | | |
|-----------------------------------|---|--------------------------------|---|-------------------------------------|
| 原則1 レビュー、およびカテゴリー付与 | 原則2 環境社会アセスメント | 原則3 適用される環境社会基準 | 原則4 環境社会マネジメントシステムと赤道原則アクションプラン | 原則5 ステークホルダー・エンゲージメント |
| 原則6 苦情処理メカニズム | 原則7 独立した環境・社会コンサルタントによるレビュー | 原則8 誓約条項 (コベナンツ) | 原則9 独立した環境社会コンサルタントによるモニタリングと報告 | 原則10 情報開示と透明性 |

赤道原則が参照する基準

赤道原則はIFCパフォーマンス・スタンダードと世界銀行グループ環境・衛生・安全（EHS）ガイドラインを参照しています。

IFCパフォーマンス・スタンダード

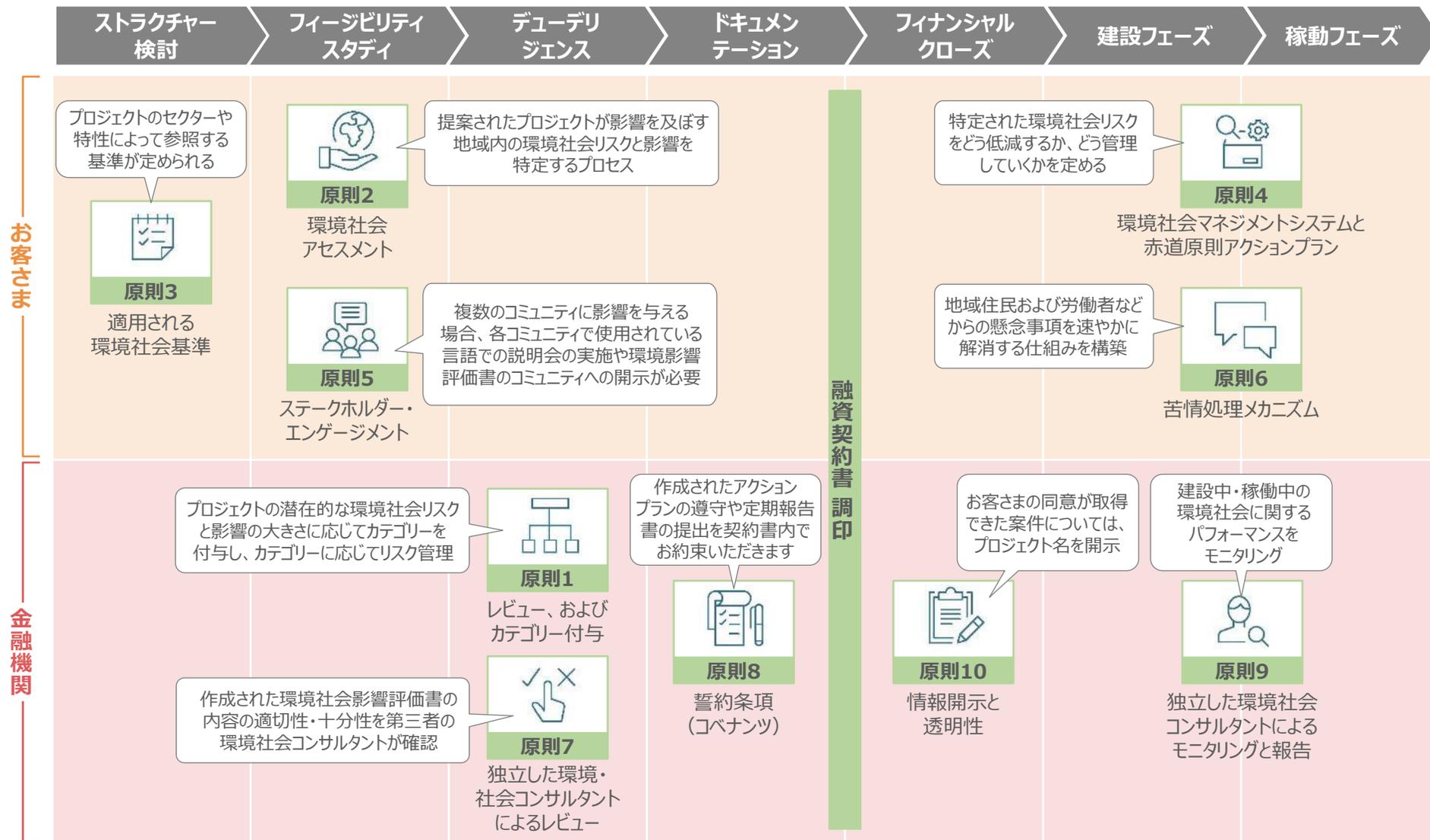
| | | | |
|------------------------------------|--------------------------------|---------------|-------------------|
| 環境・社会に対するリスクと影響の評価と管理 | 労働者と労働条件 | 資源効率と汚染防止 | 地域社会の衛生・安全・保安 |
| 土地取得と非自発的移転 P.9で詳細解説 | 生物多様性の保全および自然生物資源の持続的利用の管理 | 先住民族 | 文化遺産 |

世界銀行グループEHSガイドライン

| | | | |
|----------|----------|--------|---------|
| 農業 | 化学 | 林業 | 製造業 |
| インフラ | 石油ガス | 鉱業 | 電力 |

赤道原則運用の流れ

赤道原則はプロジェクトのライフサイクル全体に渡って適用されます。プロジェクトの категорияに応じて、対応が必要となる原則は異なります。



三菱UFJ銀行における赤道原則の運用

案件検討からモニタリングまでの流れ

三菱UFJ銀行は2005年の赤道原則採択以降、以下の流れに沿って環境社会デューデリジェンス（ESDD）を行っています。
プロジェクトの環境社会デューデリジェンスは、経営企画部 サステナビリティ企画室 環境社会グループ（ESAD）が担っています。

| | お客さま | 営業部店 | ESAD | 環境社会 コンサルタント | |
|--------------|---|---|--|---|--|
| 案件検討 |  |  |  |  | 案件検討時、営業部店は、チェックシートを作成し、ESADに提出します。ESADは、案件の資金使途等を確認した上で、赤道原則の適用可否を決定します。 |
| | 案件検討 | チェックシート | 適用判定 | 選定 | |
| カテゴリ 付与 |  |  |  |  | お客さま・営業部店から収集した情報を基に、ESADはプロジェクトの環境・社会に対する潜在的なリスクと影響の程度に応じてプロジェクトにカテゴリを付与します。コンサルタントの助言を考慮する場合があります。 |
| | スクリーニングフォーム | ディスカッション | カテゴリ付与 | 助言 | |
| 環境社会 レビュー |  |  |  |  | ESADは、環境社会配慮がお客さまによって適切に実施されているか、評価します。必要に応じて、現地実査を実施し、プロジェクトサイトにおけるお客さまの環境社会配慮の実施状況を確認します。この一連のプロセスを環境社会デューデリジェンス（ESDD）と呼びます。 |
| | 環境社会影響評価書 | ディスカッション | ESDD | ESDDレポート | |
| 開示 |  |  | | | フィナンシャルクローズ到来後、お客さまの同意が取得できた案件については、赤道原則協会のウェブサイトにて、三菱UFJ銀行が赤道原則を適用したプロジェクトとして、プロジェクト名などを開示します。 |
| | 開示可否判断 | 開示 | | | |
| モニタリング |  |  | |  | 環境社会レビュー完了後、お客さまには環境社会配慮状況の報告をいただきます。ESADと営業部店は、お客さまの環境社会配慮の実施状況をモニタリングしており、必要に応じて、現地実査を行います。 |
| | 定期報告 | モニタリング | | モニタリングレポート | |

ESDDポイント解説

－ 非自発的移転 －

非自発的移転

赤道原則に基づくESDDでは、さまざまな観点から環境社会リスクと影響の評価を行います。今回のレポートでは、その中でも開発プロジェクトの用地取得に伴い、そこで生活している人などが移転を余儀なくされる、**非自発的移転**について紹介します。

非自発的移転に関する要件は、IFCパフォーマンススタンダード5「土地取得と非自発的移転」に規定されています。非自発的移転は、「**物理的移転**」と「**経済的移転**」の2つに分類されます。こうした状況が発生する場合、影響の内容および程度に応じた行動計画を策定することが求められます。物理的移転が発生する場合は**移転行動計画**が、経済的移転が発生する場合は**生計回復計画**が作成されます。

物理的移転

住民が住居や居住地を失うことにより、物理的に移動を余儀なくされる状況



経済的移転

住民が収入源や生計手段を失うことにより、生活水準が低下する状況。



移転行動計画

住居や生活環境を物理的に再構築するための行動計画



生計回復計画

収入源や生活手段の回復・向上を実現するための行動計画



生計回復とは

生計とは

生計とは、個人や世帯が生活を維持するために利用する収入源や生活手段の総体を指します。生計は単なる金銭的収入にとどまらず、食糧自給、保有資産、社会的ネットワーク、ジェンダーに基づく役割分担、災害に対する耐性といった要素を含む広範な概念として捉えられています。

生計手段の例



農業



漁業



賃金労働



零細商業



家内工業

生計回復とは

生計回復とは、移転や土地収用等により影響を受けた人々の生計を、従前の生活水準まで回復させ、可能であればそれを向上させることを目的とする取組を指します。生計回復は、以下のようなケースで必要になり、これは金銭的補償にとどまらず、職業訓練、雇用支援、農業技術支援などを含む持続可能な施策が必要になります。

経済的移転が発生する場合

物理的移転に伴い
生計手段に影響が発生する場合

貧困層や脆弱層が影響を受ける場合
(例：女性、先住民族、障がい者)

生計回復を検討するうえでのステップ

生計ベースライン調査

- 地域住民の収入源・資産・スキルなどを把握し、影響前の生活水準を確認

影響評価

- プロジェクトによる自然資源、社会・ジェンダー構造への影響を評価

戦略策定

- 住民参加のもと、機会・制約・リスクを踏まえた戦略を策定

行動計画への 文書化

- 組織体制、資源、リスクを整理し、詳細な行動計画を策定

実施パートナーの 選定と詳細計画

- 役割分担や政府・住民との連携を整理

プログラム実行

- 具体的施策の実行、苦情処理メカニズムの運用

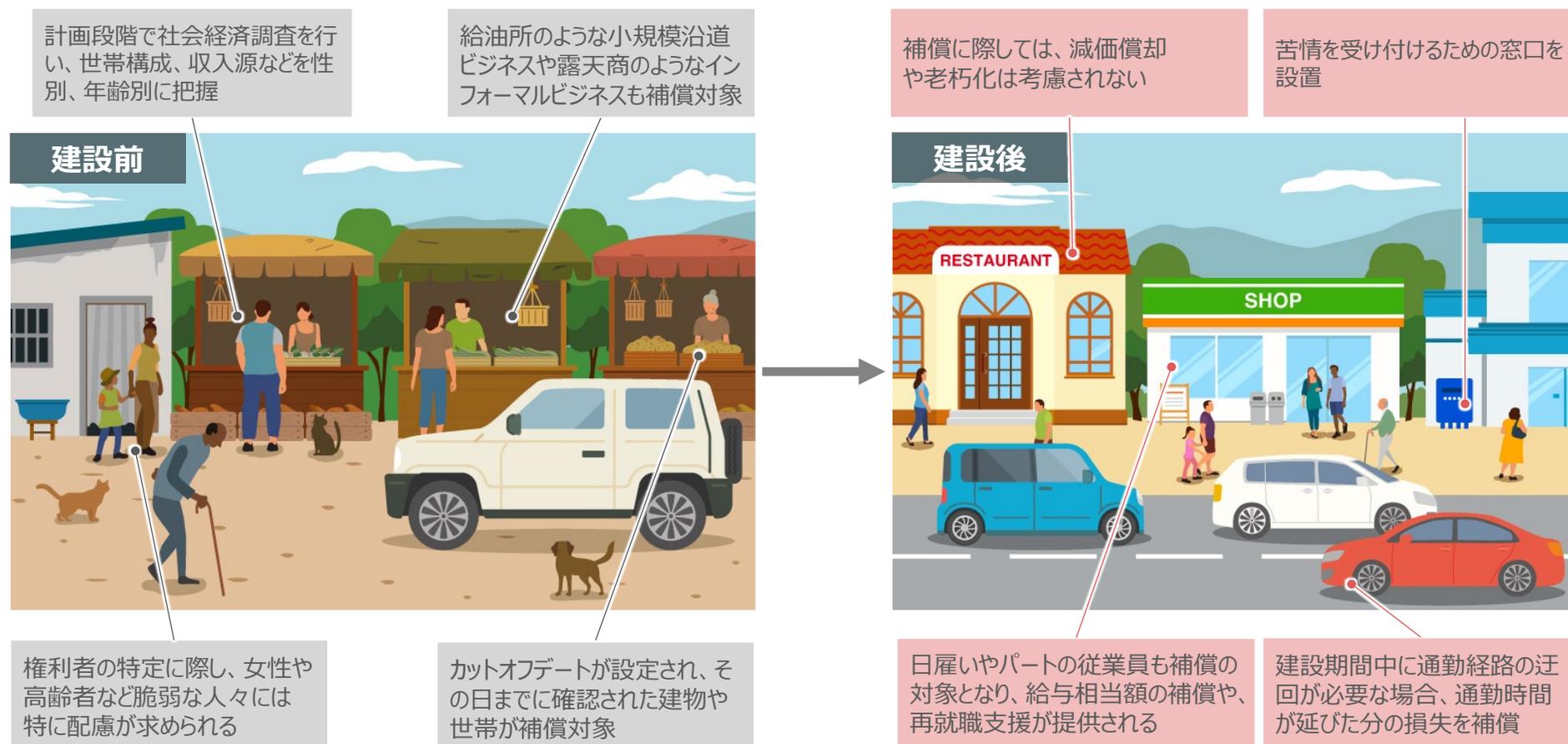
モニタリング

- 指標に基づき成果をモニタリング、完了監査

ケーススタディ1：道路建設・拡張に伴う、経済的移転

道路建設・拡張は、家屋の撤去のような物理的な移転が少ない一方、生計への影響が大きい傾向があります。

赤道原則に基づくESDDでは、プロジェクトによって経済的影響を受けるステークホルダーが適切に特定されているか、また、権利者の特定に際しては基準日（カットオフデート）が設定され、補償計画が策定されているかどうかを確認します。



ケーススタディ2：水力発電ダム建設に伴う、物理的移転

水力発電ダムの貯水池建設は、農地など広範な土地を水没させることが多く、コミュニティ全体の物理的移転が発生します。

赤道原則に基づくESDDでは、物理的移転を最小限に抑えた設計がされていること、移転を余儀なくされる人々のための長期的な生計回復・職業訓練・コミュニティの再建支援が行われることを確認します。

ダムや発電所だけでなく、資材置き場や採石場などの付帯設備による影響も考慮

家屋が浸水しない場合でも、農業用地や放牧地から分断される場合、物理的移転が必要になる

建設前



農業、牧畜、漁業といった生計手段に与える影響を考慮し、正確な影響範囲を特定

文化的に重要な場所が浸水する可能性がある場合、文化的・心理的側面も丁寧に検討

建設後
(ダム設置場所)

ダムを設置する標高や送電線ルート最適化を行い、物理的移転を最小限に抑えた設計



物理的移転先

生産性、地理的利便性等の要素を総合的に考慮し、失われた土地と同等かそれ以上の代替地を提供



移転した人々が新たな場所で生計を立てるための技術支援・職業訓練の実施

赤道原則の起源に迫る

レジェンドとの対話 – 赤道原則誕生の裏側に迫る (1/3) –

今回、赤道原則（以下、EP）の創設に大きな役割を果たされた、元IFC CEOのPeter Woicke氏と元ABN AMRO銀行 Head of Group Risk ManagementのHerman Mulder氏の対談が実現しました。対談の様子をご紹介します。



Peter Woicke

元IFC CEO



Herman Mulder

元ABN AMRO銀行
Head of Group Risk
Management



角谷 響子

三菱UFJ銀行 調査役

聞き手

1. EP創設のきっかけ

角谷 EPの創設に大きな役割を果たされたお二人からお話をお伺いできますことを、大変光栄に存じます。まず、Hermanさんに伺います。EP創設のきっかけは、2002年の夏にランチの場でPeterさんに民間金融機関における環境社会リスク管理について相談されたことだそうですね。当時どのような課題意識をお持ちだったのか、教えてください。

Herman 私の最初のwake up callは、1990年代後半に、私が当時勤務していたABN AMRO銀行（以下、ABN AMRO）が支援した、あるプロジェクトに関連する環境汚染、人権侵害について厳しい批判を受けたことでした。これをきっかけにABN AMROではサステナビリティをどのように経営に組み込むべきかという検討が始まりました。ただ、実際の運用にあたっては課題があり、当時IFCでExecutive Vice PresidentであったPeterさんにアドバイスを求めました。

角谷 なぜ、Peterさんに相談されようと思ったのでしょうか？

Herman 当時私はABN AMROのHead of Group Risk Managementでしたが、その直前は Head of Global Structured Financeを務めていました。業務の中で、Peterさんとは協働する機会が多くあり、信頼関係がありました。当時IFCは既にセーフガード・ポリシーを運用していたため、彼らの知見を得たいと考えたことがきっかけです。

角谷 Peterさん、Hermanさんから相談を受けた際、どのように感じましたか？

Peter 少し時間軸を戻したいと思います。私は1999年にウォール街からIFCに移りました。着任当時、私はIFCの環境社会局の存在を知り、非常に感銘を受け、このような機能がIFCの強みであると感じました。なぜなら、大規模な開発プロジェクトは確実に環境社会リスクを含んでいるからです。ただし、当時IFCにおいても、サステナビリティは主要なアジェンダではありませんでした。ですから、Hermanさんから相談を受けた際、同様の悩みを持っている同志に出会った、と感じました。私もHermanさんも環境社会リスク管理を通じて、金融機関にとってのリスクを軽減し、よりよい社会の実現に貢献できると考えていました。



レジェンドとの対話 – 赤道原則誕生の裏側に迫る (2/3) –

2. 第一回会議から創設まで

角谷 お二人のランチでの相談から数ヶ月後の2002年10月、当時のABN AMROのロンドンオフィス（250 Bishopsgate）での第一回会議が実現したそうですね。第一回会議はどのような内容だったのでしょうか。

Herman 私たちは、当時プロジェクトファイナンスを積極的に行っていた銀行に声をかけました。会議では、集まった各社で、環境社会面の課題が、難しい局面をもたらした事例を共有しました。そして、各社が同様の困難に直面していることに気づき、有志でワーキンググループを立ち上げることになりました。

角谷 たった一度の会合でワーキンググループの立ち上げまで至ったのですね。この会議の成功の鍵はなんだったのでしょうか。

Herman Peterさんと彼の同僚が積極的に支援してくださったことが大きかったと思います。Peterさんが発起人の一人となったことで、高い志を抱いた参加者を集め、議論をすることができました。

Peter 私はこの会議に、環境社会局のメンバーらと参加し、IFCの知識と経験を共有しました。もちろん我々はこの動きを強くサポートしましたが、まずHermanさんがこの会議をやろうと決めたこと、加えて、後にWorking Groupを形成することになる、ABN AMRO、Barclays、Citi、WestLBが、この議論を前に進めようとしたことが重要であったと思います。

角谷 当時、環境社会リスク管理において先進的な経験を保有していたIFCと、課題意識を抱えていた民間金融機関の双方が連携することでスピーディに議論が進化したのですね。お二人のリーダーシップにより、最初の会議からわずか9ヶ月後の2003年6月4日に、10行の民間金融機関が共同ステートメントを発出する形でEPはローンチしました。三菱UFJ銀行は、2年半後の2005年（当時は東京三菱銀行）にEPを採択しています。Peterさん、EP創設は、IFCにとっても意義があったのでしょうか。

Peter もちろんありました。EPが出来たことで、IFC全体、特にインベストメントオフィサーといった、環境社会局以外の職員の間においても、環境社会リスク管理の重要性の理解が深まったと感じました。

角谷 Hermanさん、EPが出来たことでABN AMROにはどのような影響がありましたか。

Herman 私たちのESDDの質は、はるかに広範で優れたものになりました。2003年6月のローンチ時点では、EPを採択した金融機関はわずか10行でしたが、私たちはleap of faith(信じて思い切ってやってみる)を行ったのです。その後のEP採択金融機関数の急増は、皆さんご承知のとおりです。

角谷 Hermanさん、あなたのプロジェクトファイナンスの案件組成の経験は、どのように活かされましたか。

Herman ビジネスの現場を知っていたことはリスク管理を行う上で非常に重要でした。リスクとはネガティブな面のみだけでなく、機会を創出することでもあります。そのためには、勇気が必要です。そして、勇気を出すためには、ビジネスに対する感性が必要です。リスク管理とは、単にビジネスをしないことではなく、ビジネスを遂行するためのものでもあるのです。

角谷 おっしゃる通りですね。EPは、適切な環境社会配慮を通じて持続可能なプロジェクトを実現するためのフレームワークだと感じます。

Peter その通りです。事業者に環境社会配慮を行う意思がある限り、IFCや銀行はプロジェクトの「リスク低減（De-risking）」を支援できます。当時、市民社会団体からは特定の案件から撤退すべきだと批判を受けることもありましたが、私は「我々が関与し、適切な配慮をサポートすることで、我々が関与しないよりも、より良い結果（Better off）がもたらされる」と常に主張してきました。

レジェンドとの対話 – 赤道原則誕生の裏側に迫る (3/3) –

3. リーダーシップの源泉：「対話」が変えた価値観

角谷 | これほど大きな意義があるイニシアチブを立ち上げるには、お二人の並れたリーダーシップが必要不可欠だったと思います。お二人にとって、サステナビリティへの情熱の源泉となった体験はどのようなものでしたか？

Peter | IFCに来てから、経験豊富な環境社会局を持ったと同時に、市民社会団体と定期的にミーティングをもつ機会ができました。この会議は大変タフなものでしたが、商業的な視点だけでものを見ない市民社会団体から学ぶことが数多くありました。私の市民社会への真の理解は、会議で彼らと対峙することから始まりました。彼らには今でも敬意を抱いています。

Herman | Peterさんの意見に同意します。先ほど述べたように、私の最初のwake up callは1990年代後半に受けた、あるプロジェクトに対する厳しい批判です。そして私の2度目のwake up callは、2002年のPeterさんとのランチの場での話し合いだったと思います。改めてPeterさんには感謝の意を表したいです。

THE EQUATOR PRINCIPLES



このイラストはHermanさんがご提供くださいました。
オランダでの銀行会合のために描かれたイラストとのことでした。

4. 未来に向けて

角谷 | では、最後に環境社会リスク管理全般における課題や提言をお願いします。

Peter | 金融セクターにとどまらず、より広い視野を持ったうえで、一層深い洞察へと踏み込んでいく必要があります。自国や自社レベルでの環境社会リスク軽減のみに焦点を当てるのでは不十分です。サプライチェーン全体を見渡し、リスクがどこに存在するのかを把握し、バリューチェーン全体でリスクを低減するために必要な対策を検討しなければなりません。環境社会リスクの高い分野であっても、社会に真に貢献するプロジェクトは数多く存在します。リスクから逃げてはいけません。責任を持ってリスクを管理し、大きな公益のために挑戦すべきです。私は常に、適切な配慮を行うことで、プロジェクトはよりサステナブルな形で実現されると主張してきました。

Herman | リスク管理における方法論の進化が必要だと考えます。6 Capitals（財務資本、製造資本、知的資本、人的資本、社会・関係資本、自然資本）全体で統合的なアプローチを行い、全てのステークホルダーの利益を最大化するモデルを作ることが重要です。

角谷 | グローバル化の進展により、社会課題は複雑化し、関与するステークホルダーも増える中、統合的なアプローチは非常に重要です。私たちも、さらに環境社会リスク管理を進化させていきたいと思っています。EPの創設に大きく貢献されたお二人からお話を伺うことができ、大変刺激を受けました。本日は貴重なお話をありがとうございました。

250 Bishopsgateでの再会 (1/6)

2026年2月3日、EP創設において重要な役割を果たした方々をお招きした会合を開催しました。本会合は、EP創設に向けた最初の会合が開かれたロンドンの250 Bishopsgateにて行われました。同地は、EP創設当時はABN AMRO銀行のロンドン拠点であり、現在はNatWest Groupの本社として使用されています。本会合の開催にあたり、会場の使用を快くご承諾いただいたNatWest Group様に、心より感謝申し上げます。

参加者

André Abadie

元 ABN AMRO銀行 Senior Vice President of Global Environmental and Social Risk Management

Glen Armstrong

元 IFC Head of Environment and Social Development (1997–2000)
Senior Advisor – Sustainable Development (2000–2003)

Christopher Beale

元 Citigroup Head of Project Finance

Richard Burrett

元 ABN AMRO銀行 Global Head of Project Finance

Suellen Lazarus

元 IFC Director of Syndications

Herman Mulder

元 ABN AMRO銀行 Head of Group Risk Management



本取り組みにご協力いただいた方々

Christopher Bray

元 Barclays Head of Environmental Risk Management

Peter Woicke

元 IFC CEO



モデレーター

衣笠 祥次

三菱UFJ銀行 経営企画部
サステナビリティ企画室 環境社会グループ 次長

角谷 響子

三菱UFJ銀行 経営企画部
サステナビリティ企画室 環境社会グループ 調査役

250 Bishopsgateでの再会 (2/6)

金融セクターにおける環境社会リスク — 共通フレームワーク確立への道のり —

1995年、IFC（国際金融公社）は、チリのBiobío川におけるPangué水力発電ダム事業への投資について、厳しい批判にさらされました。同事業は、先住民に、彼らの祖先が守り続けてきた土地からの強制的な移住を強いたため、深刻な社会問題へと発展しました。

これを受けて、当時の世界銀行総裁であったJames Wolfensohn氏は、同プロジェクトに関する第三者による調査を指示しました。この調査により、IFCのデューデリジェンスの在り方が厳しく批判される結果となりました。その後、1998年にIFCは**世界銀行セーフガード・ポリシー**を採択することになります。

1997年にIFCの環境・社会開発部門の責任者として着任した、Glen Armstrong氏（Glen）は、新たに導入されたセーフガード・ポリシーの導入と運用に深く関与しました。しかし、大規模プロジェクトにおいて顕在化する環境・社会課題は多岐にわたり、セーフガード・ポリシーに基づくデューデリジェンス手法を発展させるだけでは、複雑なリスクを伴うプロジェクトに対して十分ではないことが次第に認識されるようになりました。この課題認識が、後にIFCパフォーマンス・スタンダードの策定へとつながっていきます。

一方で、民間金融機関の間でも、環境社会リスクへの対応が十分でないことへの危機感が高まっていました。ABN AMROでリスク管理部門の責任者を務めていたHerman Mulder氏（Herman）は、1998年に、同行が支援したプロジェクトを巡って環境汚染や人権侵害について批判を受けた経験を、自身にとっての「目覚めの瞬間（wake-up call）」であったと振り返っています。

また、同じくABN AMROでプロジェクトファイナンス部門のグローバル責任者を務めていたRichard Burrett氏（Richard）は、環境社会リスクについて、当時は共通のフレームワークもなく、社内での専門的な知見も蓄積されていなかったため、銀行はプロジェクトごとに、いわば「車輪の再発明(Reinventing the wheels)」を繰り返している状況であったと述懐しています。



左上 Herman Mulder、右上 Glen Armstrong、
下左側 Suellen Lazarus、下右側 Richard Burrett

250 Bishopsgateでの再会 (3/6)

250 Bishopsgateでの初会合

こうした状況を背景に、当時IFCのExecutive Vice PresidentであったPeter Woicke氏（Peter）は、IFCが有する知見や能力を、民間金融機関へ出し惜しみすることなく、よりオープンに共有するべきと考えました。この問題意識を起点として、2002年7月にPeterとHermanの間で対話が行われ、両氏は共同で取り組みを進めることを決意します。

その後、2002年10月21日、当時ABN AMROのロンドン拠点であった250 Bishopsgateにおいて、プロジェクトファイナンスに積極的に取り組む主要銀行10行を招いた会合が開催されました。

当時IFCでシンジケーション部門のディレクターを務めていたSuellen Lazarus氏（Suellen）は、本会合の実現に向けて中心的な役割を果たしました。Suellenは、幅広い人的ネットワークを活用し、プロジェクトファイナンス分野における主要行の責任者に声をかけ、会合への参加を促しました。会合では、銀行による環境社会リスク管理に関するケーススタディの発表を含め、活発な議論が交わされました。普段、競合関係にある銀行同士が、一堂に会し、自らの弱点や課題を率直に共有する姿は、当時としては極めて異例なものでした。

当時Citigroup（Citi）でプロジェクトファイナンス部門の責任者を務めていたChristopher Beale氏（Chris）もSuellenからの招待を受けた参加者の一人です。Chrisは、IFCが紹介した、Yanacocha金鉱山における水銀流出事故を扱ったドキュメンタリー映像を目にし、それが自身にとっての「衝撃を受けた瞬間（moment of shock）」であったと振り返っています。会合後、彼はニューヨークに戻り、同様の事態を防ぐため、早急に対応し、環境社会リスクを管理するための枠組みを構築する必要があるとチームのメンバーに伝えました。

会合の主催者の一人であったHermanは、当時の最大の課題は、金融機関同士が競争関係にある中で、「底辺への競争（race to the bottom）」を続けながらも、自らの「アキレス腱」、すなわち失敗や課題について、どこまで率直に共有できるかであったと指摘しています。しかし、こうした対話を重ねる中で、環境社会リスクは個々の銀行の問題ではなく、金融セクター全体に共通するリスクであるという認識が次第に形成されていきました。

Column 1

Yanacocha 金鉱山での水銀流出事故

Yanacocha金鉱山は、ペルー北部カハマルカ地方に位置する、世界最大級の露天掘り金鉱山の一つです。IFCは、本プロジェクトに少数株主として参画していました。2000年6月、同鉱山から水銀を輸送していたトラックが事故を起こし、水銀が道路上に流出しました。路上に散乱した水銀は「美しい雫」のように見えたため、住民がそれを回収し、結果として深刻な健康被害を被る事態となりました。この事故は、大規模な抗議活動へと発展しました。



左 Suellen Lazarus、中央André Abadie、右 Christopher Beale (オンラインでご参加)

250 Bishopsgateでの再会 (4/6)

起草プロセス

250 Bishopsgateでの初会合を受けて、ABN AMRO、Barclays、Citi、およびWestLBによってワーキンググループが設立されました。当時、CitiおよびABN AMROでそれぞれプロジェクトファイナンス部門の責任者を務めていたChrisとRichardが中心となり、数多くの議論を重ねながら、共通フレームワークの起草を主導しました。

当初、民間金融機関独自の基準を新たに策定することも検討されましたが、一からの作成には時間が掛かりすぎることが分かり、評価の拠り所になる基準については既存の基準を参照する方針へと転換しました。複数の選択肢を比較検討した結果、最終的にIFCのセーフガード・ポリシーが採用されました。

フレームワークの適用範囲を巡っては活発な議論が交わされましたが、最終的には、グローバルかつセクター横断的なものであるべきだと結論に至りました。Richardは、プロジェクトの入り口の段階でリスクレベルを適切に評価し、それに応じたデューデリジェンスの深度を調整することが重要であると強調しました。

Chrisによれば、この取り組みがビジネスの妨げになるのではないかと懸念する同僚から反発を受ける場面もありましたが、当時CitiのCEOであったChuck Prince氏から強いサポートを得たことで、社内の理解が広がっていったと述べています。

フレームワークの起草にあたっては、Glenが技術アドバイザーとして参画し、民間金融機関の実務能力の強化のため、専門的な知見を提供しました。Glenは、環境社会リスクを、オペレーション、規制、レピュテーションの各側面を含むものとして整理することで、IFCが蓄積してきた重要な経験や知見を活かし、環境社会リスク評価を各行の内部プロセスへと統合する道筋を示しました。

さらに、当時Barclaysで環境リスク管理部門の責任者を務めていたChristopher Bray氏も、起草プロセスにおいて実務的な土台を提供しました。1998年以降、同氏は環境リスク管理チームを率いており、Barclaysではすでに環境影響評価方針が信用方針に組み込まれていました。Richardは、このBarclaysの枠組みが、起草作業を進める上で重要なベンチマークになったと振り返っています。

Column 2

赤道原則という名称が生まれるまで

当初、原則の名称候補は、策定作業が行われた場所にちなんで検討されていました。

「ビショップスゲート原則 (Bishopsgate Principles)」
最初の候補は、ロンドンにある当時のABN AMROのオフィス所在地、250 Bishopsgateに由来する名称です。ここは、原則策定に向けた最初の会合が開催された場所でもあります。

「グリニッジ原則 (Greenwich Principles)」
もう一つの候補は、ニューヨークのグリニッジ・ストリートにある (Citi) のオフィスにちなんだ名称でした。その綴りが “greenwash (グリーンウォッシュ)” と紛らわしいことに気付いたこともあり、この名称は見送られました。

なぜ「赤道」なのか？
最終的に「赤道原則 (Equator Principles)」という名称が選ばれました。この名称には、北半球と南半球の区分を越えた、世界全体に通用する中立的かつグローバルな枠組みでありたいという意味が込められています。



250 Bishopsgateでの再会 (5/6)

ローンチへの道のり

2003年2月に原則の草案は完成しましたが、Chrisは、Chuck Prince氏から、「発表前に、少なくとも10行の採択行を集めるように」という指示を受けます。

これを受けて、最終局面に向けた慌ただしいカウントダウンが始まりました。6月の公表予定日まで残された時間はわずか4~5週間。ワーキング・グループのメンバーは、採択候補となる金融機関への働きかけを進めました。新たに参加を検討する金融機関の多くは起草プロセスに関与していなかったため、原則の内容や実務上の運用方法について、多くの質問や懸念が寄せられました。

真にグローバルなフレームワークとすることを目指し、ワーキング・グループのメンバーは地域を超えて幅広い金融機関にアプローチを行いました。こうした取り組みが実を結び、期限のわずか数日前に、10行から正式な合意を得ることができました。



グローバルな広がり

2003年6月4日、赤道原則 (Equator Principles : EP) は正式に公表され、10行の銀行がそれぞれ署名を行いました。

このニュースは、Financial Times、The Wall Street Journal、日本経済新聞をはじめとする主要な国際メディアで大きく取り上げられました。翌日には、ワシントンD.C.で開催されたIFCの年次会合 (Banker's meeting) において、Peter、Herman、Chris、Glenが登壇するパネルディスカッションが行われました。

150から200の金融機関の関係者が参加したこの会合は、EPを紹介する場として、まさに理想的な機会となりました。Glenは、Peterから環境社会リスクについての説明を任された際、その責任の重さを強く感じたと振り返っています。参加者に環境社会リスクの現実を正しく伝えつつも、開発プロジェクトへの過度な不安を与えないよう配慮することが、自身の使命であったと語っています。

また、Suellenの手元のメモによれば、Peterは、EPは銀行を過度にリスク回避的にするものではなく、環境社会リスクを適切に管理することで、むしろより多くのプロジェクトを手掛けることを可能にする枠組みであると述べ、社会課題への対応においてプロジェクトファイナンスが果たす重要な役割を強調しました。

Hermanは、さらに踏み込んだ発言をし、EPは、環境社会リスクの低減から企業価値向上につながるフレームワークであると位置づけ、その真の革新性は、体系化された実行プロセスにあったと述べました。さらに、Chrisは、Citiとしても、自社の環境社会マネジメント体制の構築に迅速に取り組む考えをその時、明らかにしました。

本イベントは大きな成功を収め、直後からEPについての問い合わせが相次ぐなど多くの反響がありました。

この勢いを受け、EPは急速に世界へと広がり、世界銀行の報告書によると、発足からわずか1年で、採択金融機関の数は約25行にまで増加しました。

IFC's Banker's meeting での写真

左上 奥から Peter Woicke、Herman Mulder、Christopher Beale

右上 Suellen Lazarus

右下 左から Christopher Beale、Peter Woicke、Richard Burrett

左下 Glen Armstrong

250 Bishopsgateでの再会 (6/6)

「品質基準」としてのEPの確立

EPの運用が進むにつれ、EPが市場において、認知された「品質基準 (standard of quality, ベンチマーク) 」として定着していきました。

Chrisは一例として、EPの要件を理由に一度はCitiとの取引関係から距離を置いたお客さまが、後に再び戻ってきたというエピソードを紹介しました。Chrisによれば、そのお客さまは、赤道原則採択金融機関 (EPFI) であるCitiと共にプロジェクトを進めたいと考え、一度は距離を置いたCitiに声をかけてきたのです。

Richardは、EPが創設されたことで、金融機関が本来果たすべき基本的な要件が明確になった点に、大きな価値があったと語っています。さらに、このフレームワークは、顧客に対する透明性を高めただけでなく、市民社会とのより建設的な対話を促す効果ももたらしたと指摘しています。

EPの創設は、IFCにとっても同様に大きな意味を持つものでした。Suellenは、EPFIが「新たな役割を担うステークホルダー (new class of stakeholder) 」として登場し、その実務経験に基づくフィードバックが極めて貴重であったと振り返っています。

いかなる枠組みも不変のものではなく、時代の要請に応じて進化していく必要があります。EPの創設時のベンチマーク基準であったIFCセーフガード・ポリシーは、包括的な見直しを経て、2006年にIFCパフォーマンス・スタンダードへと刷新されました。

同年、EPも改定が行われ、第2版 (EP II) が公表されました。この改定プロセスを主導したのが、ABN AMROで環境社会リスク管理を担当していたAndré Abadie氏 (André) です。Andréによれば、EP IIへの改定を促した主な要因は二つありました。一つは、新たに策定されたIFCパフォーマンス・スタンダードとの整合性を確保する必要性、もう一つは、EPを世界各地で一貫して適用できる枠組みを構築することでした。この改定の過程で、EPには初めて正式な番号付けが行われました。

創設時の起草プロセスとの大きな違いは、EPFIの数が大きく増加し、取り組みの規模が拡大した点にあります。合意形成はより複雑で時間を要するものとなりましたが、最終的には、ABN AMROおよびCitiの継続的なリーダーシップが、この重要な改定を実現へと導きました。

未来へ向けて

現在、EPは第4版に至り、120を超えるEPFIが参加する枠組みへと発展しています。創設者たちは、EPは単なるルールブックではなく、銀行が社会における「リスクの受託者 (stewards of risk) 」としての役割を果たし、長期的な視点に立って専門的な判断を行うための基盤であることを強調しました。

議論の中では、環境・社会へのネガティブな影響を抑制することにとどまらず、明確な意図を持って「ポジティブなインパクト」を創出していく視点を取り入れる必要性が、強く示されました。

また、創設者たちは次世代に向けた心からのメッセージとして、将来を担うリーダーたちに対し、10年後に振り返ったとき、鏡の中の自分に誇りを持って向き合えるような、誠実な意思決定を積み重ねてほしいとの期待を寄せました。

20年以上前にこの枠組みを築いた先駆者たちに敬意を払いながら、私たちはその精神を受け継ぎ、さらに発展させていきます。赤道原則がこれからも持続可能な価値創造を支える基盤であり続けるよう、その価値を大切にしていきます。



次世代へのメッセージ（1/2）



Peter Woicke
元 IFC CEO

過去から学び、引き続き果敢に挑み、EPをさらに発展させてほしいと願っています。EPには依然として課題があります。特に、IFCIにおけるCAO（コンプライアンス・アドバイザー・オンブズマン）のような独立機関を創設することで、発展の余地が大いにあると私は信じています。これが実現すれば、EPFIの信頼性はさらに向上するでしょう。社会・環境リスク管理の実務家たちが、正しい姿勢を持ってこのイニシアティブを推し進めてくれることを望みます。そうすれば、私たちは再び世界を良い方向へ変えられると信じています。



Glen Armstrong
元 IFC Head of Environment and Social Development
(1997-2000) Senior Advisor Sustainable Development
(2000-2003)

自分の仕事に対する情熱を持ち続けてください。どのような立場に置かれたとしても、変革者（Change maker）であってください。自分の信条に正直であり続け、同僚や組織に良い影響を与え、支え、取り組みを推進する方法を見つけてください。気候変動や生物多様性の喪失、社会的包摂といった極めて重要な課題に対し、その科学的根拠や経済的な現実そのものを否定しようとする政治的イデオロギーが台頭する今、ESGの専門家として活動することは決して容易ではありません。しかし、だからこそ本質を見極めてください。私たちが手を取り合い、ビジネスを改善し、戦略的な変革を起こし、そして社会システムの持続可能性を築く - その土台となる重要な課題に集中するのです。勇敢であり、誠実であってください。世界は今、それを必要としています。



Herman Mulder
元 ABN AMRO銀行
Head of Group Risk Management

金融セクターは、すべての人々にとって、そしてセクター自身にとっても、より良い世界を実現するための重要な推進力です。それは、長期的で強靱であり、多面的な価値を創造し、すべての関連ステークホルダーを包摂し、また、各資本には独自のコストと便益が存在する、「6つの資本（財務、製造、知的、人的、社会・関係、自然）」に沿うものであるべきです。

バリューチェーン全体における正と負のリスクとインパクト、そして依存関係に対する最高品質のデューデリジェンスに基づいた資本動員こそが、現代のリスク・機会・インパクト管理の核心です。

これらにまつわる複雑性を理解した者こそが、明日のリーダーとなるでしょう。なぜなら、深い洞察と先見、そして想定されるシナリオに基づき、勇気を持って正しい決断を下すことができるからです。すべては野心的なマインドセットから始まります。日和見的な「市場追随者（Beta follower）」から、確固たる信念に基づく（Value-based）「能動的な価値創造者（Alpha Steward）」へと変わります。



Christopher Beale
元 Citigroup Head of Project Finance

赤道原則は、私のキャリアにおいて最も誇りに思う成果の一つです。

自分が日々の業務の枠を超え、何らかの動きを生み出す「触媒（Catalyst）」になるうとは、予想だにしていませんでした。ましてや、これほど世界的なインパクトをもたらすことになるうとは。

次世代の皆さんへのアドバイスは、「真の変革（Real Difference）を起こすキャリアの機会に対し、常に心を開いてほしい」ということです。

後進の指導（Mentoring）を厭わず、そして、より多くの人々に影響を与えられる機会が巡ってきた時、それを見逃さないよう常にアンテナを張ってってください。

次世代へのメッセージ (2/2)



Richard Burrett

元 ABN AMRO銀行 Global Head of Project Finance

私にとって、EPが残した最大のレガシーは、採択した銀行に対し、より広範なサステナビリティへの取り組みを促した点にあります。

金融システムにおける意思決定プロセスの中に、重要なサステナビリティ要素を組み込む必要性は、かつてないほど明白になっています。

気候変動、生物多様性の喪失、構造的な不平等といったシステムック・リスクは、現在および未来の金融安定性にとって現実的な脅威です。金融セクターは、これらの課題を体系的に評価し、適切に管理しなければなりません。

確かに逆風は存在します。しかし、新たに出現しているリスクを合理的に分析すれば、金融セクターが行動を起こすことは、金融セクター自身の利益にもなるのです。

私たちに、「私たちが望む未来」を金融の力で築くチャンスがあります。その事実は、今も変わらず私を突き動かし続けています。



Suellen Lazarus

元 IFC Director of Syndications

国際的な金融機関は、環境や社会への影響を顧みず、利益追求のみに走っていると批判されることがよくあります。しかし、世界中の多くの銀行と仕事をしてきた私の経験から言えば、実情はそれよりもはるかに複雑です。金融機関の中には、正しいことを行うことに強い使命感を持った、実に卓越した人々が数多くいます。私自身、環境・社会面でより良い成果を生み出すことに真摯に取り組む、非常に優れたプロフェッショナルの方々と共に仕事ができたことを幸運に思っています。

EPは、当時としては前例のないレベルの協力を実現したものであり、それは真に感動的なものでした。私からのメッセージは一つです。「その素晴らしい取り組みを、これからも続けてください (Keep up the good work)」ということです。



André Abadie

元 ABN AMRO 銀行 Senior Vice President
Global Environmental and Social Risk Management

EPの原動力 – それは、金融機関が「十分な情報に基づいた意思決定 (Informed Decision)」を行えるよう支え、それによってリスクとインパクトをより効果的に管理することにあります。この本質は、20年という時を経て変わることはありません。EPは時の試練に耐え抜き、銀行セクターにおけるすべての環境社会リスク管理フレームワークの礎であり続けています。

また、皆さんはEPの次世代の担い手であると同時に、環境・社会課題が自らの組織の意思決定プロセスにおいて効果的に管理・統合されることを確実にする次世代の責任ある管理者 (Stewards) であることも、忘れないでください。



Christopher Bray

元 Barclays
Head of Environmental Risk Management

あくまで個人的な考えですが、EPが広く認知されるようになった背景には、プロジェクトファイナンスやリスク管理の実務に携わる人々が中心となって作り上げられ、銀行が実際に強みと信頼性を発揮しながら、持続可能性の向上に具体的な影響を与えられる金融分野に焦点を当ててきた点があったことを意識しておくことが大切だと思います。

今後も、中長期的なサステナビリティの目標を大切にしつつ、金融機関として現実的で実行可能でありながら、一定の挑戦を伴うロードマップを描いていく必要があります。そして次の世代の皆さんは、いずれその次の世代から「自分たちはサステナビリティにどう向き合い、何を成し遂げてきたのか」を問われる立場になるでしょう。

三菱UFJ銀行の赤道原則運用ハイライト

2024年 赤道原則適用案件振り返り

再生可能エネルギーが引き続き最多 新技術プロジェクトも増加

2024年（1月-12月）、三菱UFJ銀行が赤道原則を適用した案件数のうち、合計126件のプロジェクトがフィナンシャルクローズを迎えました。この件数は、当行が2005年に赤道原則を採択して以来、過去最多となります。

前年に引き続き、再生可能エネルギー関連のプロジェクトが最も多く、全体の約48%を占めました。当行が支援した再生可能エネルギープロジェクトの発電容量を総計すると約18.6GWとなり、これはニュージーランドの年間電力需要をほぼ賄うことができる規模です¹。

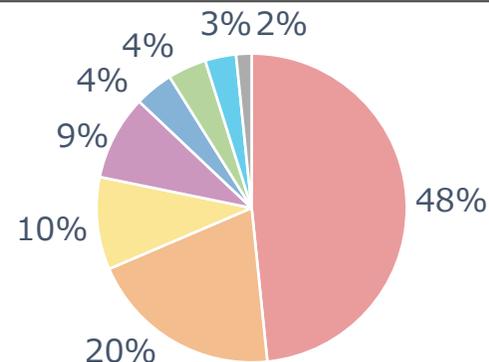
再生可能エネルギープロジェクトの中では、太陽光発電プロジェクトが最多の件数となっています。太陽光発電プロジェクトは、広大な国土に恵まれた米国でのプロジェクトが中心です。一方、土地制約のある地域でも新たな取り組みが現れ始めています。例えば、台湾では、浮体式太陽光発電プロジェクトが組成されました。浮体式太陽光発電は、塩霧被害や自然災害への対応といった課題がある一方で、水面による冷却効果により陸上設置型と比較して発電効率が高く、発電量の増加が期待される技術です。

また、データセンタープロジェクトは、2023年の15%から増加し、2024年には全体の20%を占めるまでになりました。プロジェクトの所在地も欧州やインドなどへと広がりを見せており、旺盛な需要が窺えます。

新技術の活用事例としては、二酸化炭素の回収・利用・貯留（CCUS）を実現する、二酸化炭素の排出元から貯留場所である帯水層までをパイプラインでつないで輸送する開発プロジェクトが挙げられます。

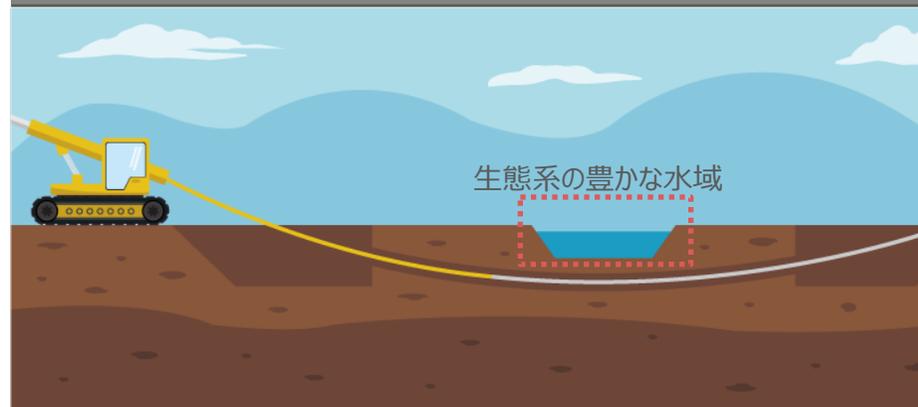
陸上パイプラインの敷設にあたっては、トレンチレス工法（非開削工法）が採用され、生態系への影響を最小限に抑えていることを確認しています。水平定向掘削（Horizontal Directional Drilling）は、代表的な工法のひとつです。右の図のように水路に影響のない形でパイプラインを通すことで環境社会影響を軽減することができます。

セクター分析（件数）



- 再生エネ
- データセンター
- インフラ
- 蓄電池
- その他電力
- 石油ガス
- 新技術
- その他

水平定向掘削工法イメージ

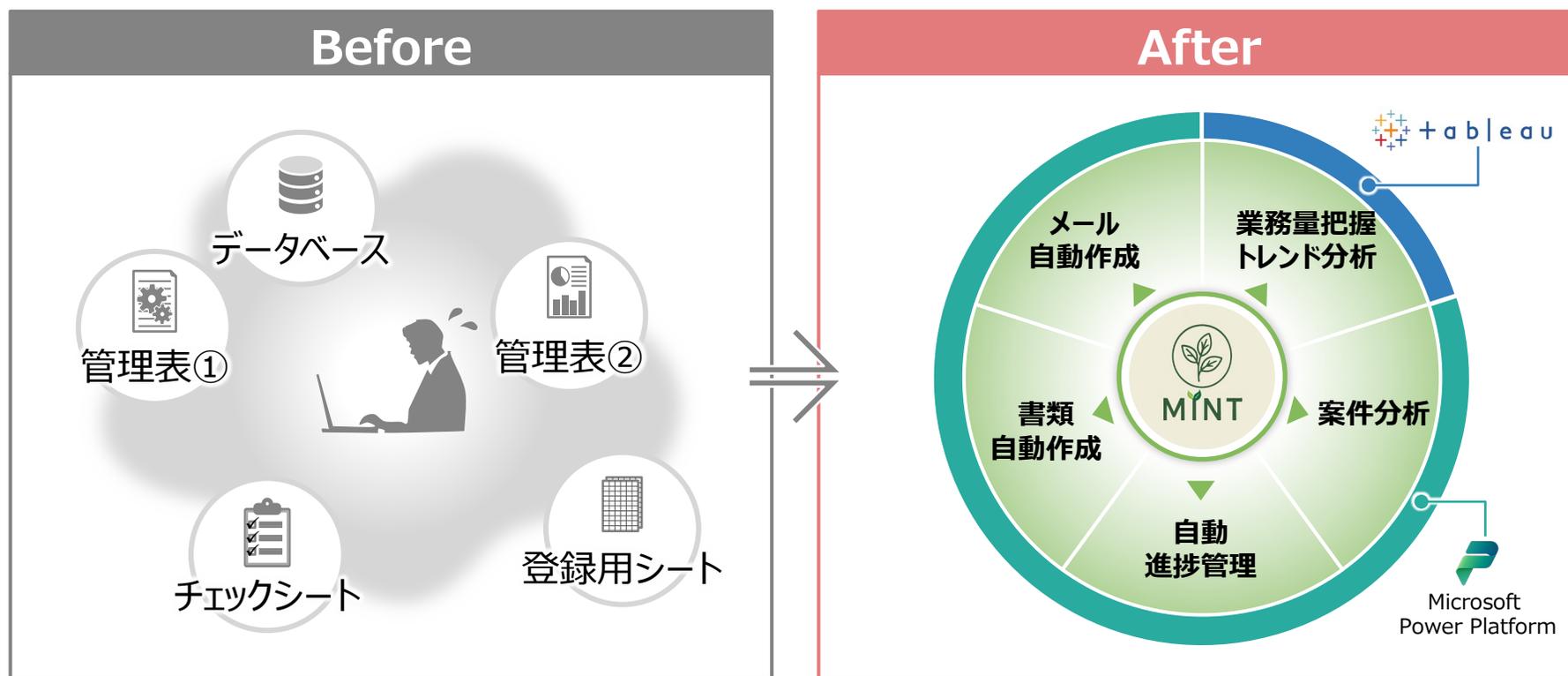


デジタル活用① 案件情報管理アプリ「MINT」開発

赤道原則が適用される件数やセクターの幅が広がる中、ESDDの精度を上げていくためには、デジタル技術の活用は不可欠となっています。

2025年9月、赤道原則の運用を担うESADでは、案件情報管理アプリ「MINT」をローンチしました。本アプリは、ESADが日々取り扱う案件情報やESDDの内容を一元的に登録・管理するためのツールです。自動化およびデータ分析機能を活用することで、データ入力や定型業務の効率化を図っています。また、データ分析ソフトウェアである、Tableauとの連携により、セクター別分析やトレンド分析が可能となり、知見の体系化が進んでいます。

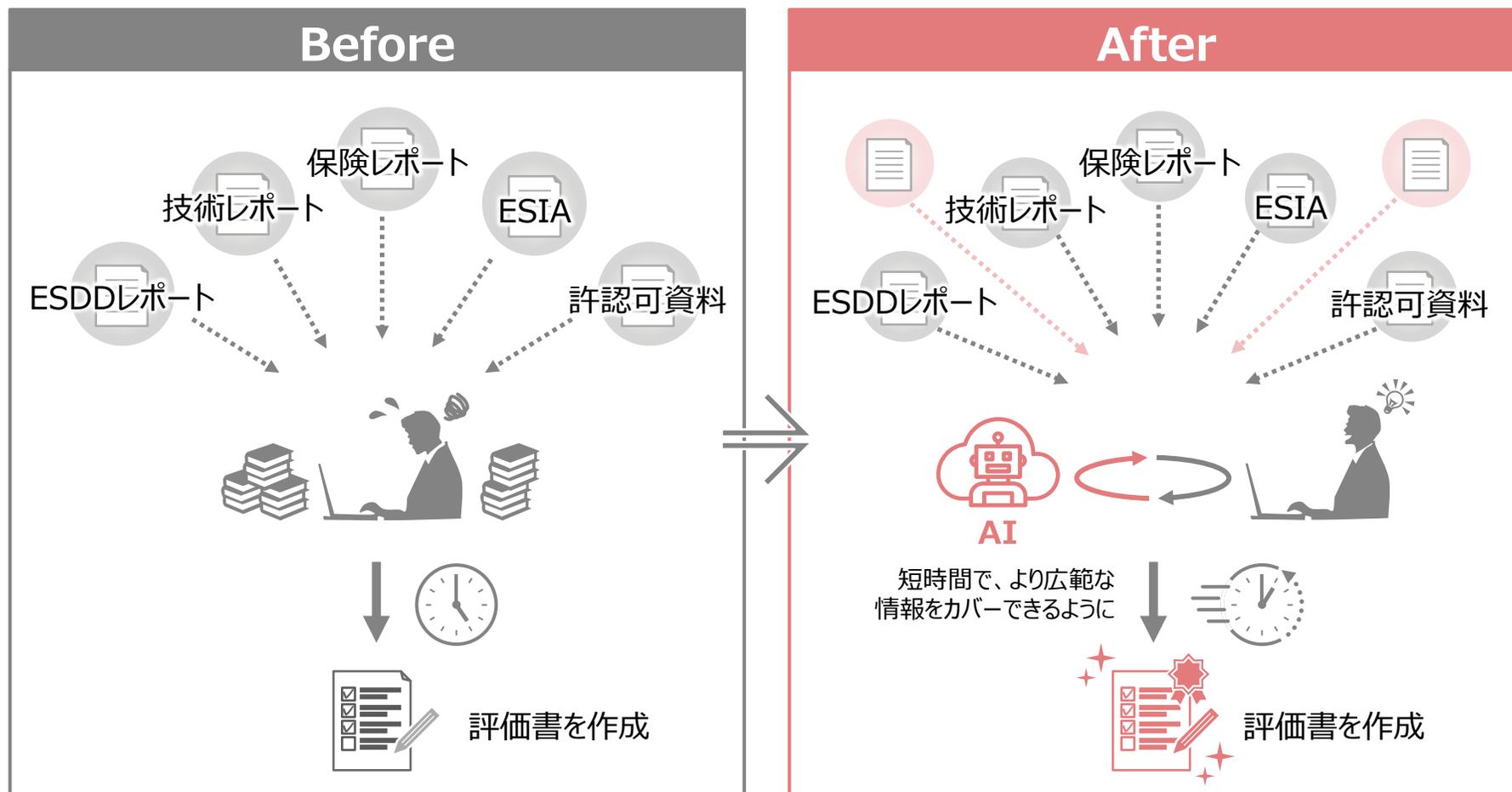
アプリ名称「MINT」は、植物のミントが持つ強い繁殖力と広がり、情報ネットワークの象徴として捉えたことに由来します。
また、“mint”という英語には「新しく生み出す」「公式化する」といった意味があります。
膨大なデータベースの可視化と体系的な整理を象徴する存在として、この名称が選ばれました。



デジタル活用② ESDDにおけるAI活用

ESDDでは、プロジェクトのリスク評価にあたり、コンサルタントが作成したESDDレポートやESIAに基づく内容分析を実施しています。これらの文書は、数百ページに及ぶことがほとんどで、膨大な情報量を扱う必要があります。

このような状況において、AIの活用は非常に効果的です。ESADでは、AIを活用し、ESDDの実施時にデータを体系的に整理するためのプロンプト設計を進めています。AI活用に伴うリスクにも十分配慮しつつ、適切な運用を行うことで、従来以上に広範な資料の分析が可能となり、ESDDの精度および深度の向上に寄与できると考えています。

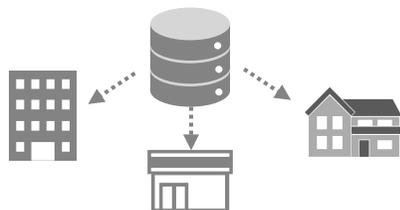


ポジティブインパクト計測に向けた挑戦

ESADでは、赤道原則に基づくESDDにあたり、お客さまにご記入いただくスクリーニングフォームにおいて、プロジェクトがもたらすポジティブインパクトに関するヒアリングを行っています。現在はインパクトの定量分析にまでは至っていませんが、以下にいくつかの事例を紹介します。

ポジティブインパクトの例

データセンタープロジェクト



データセンターから発生する余剰熱を活用し、地域のコミュニティに熱供給を実施

太陽光発電プロジェクト



- ・地元企業からの資材調達
- ・地域のエネルギーリテラシー教育の推進

スクリーニングフォーム

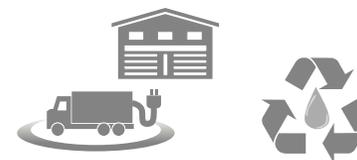


商業施設建設プロジェクト



- ・一部の住戸を低所得者向け住宅とする
- ・商業施設内に地域のコミュニティセンターを設置

物流施設プロジェクト



- ・EV充電設備の設置
- ・雨水リサイクルシステムの導入

セクター横断的な
ポジティブインパクト

地元住民の雇用機会創出／プロジェクト関係者の消費活動による地元経済活性化

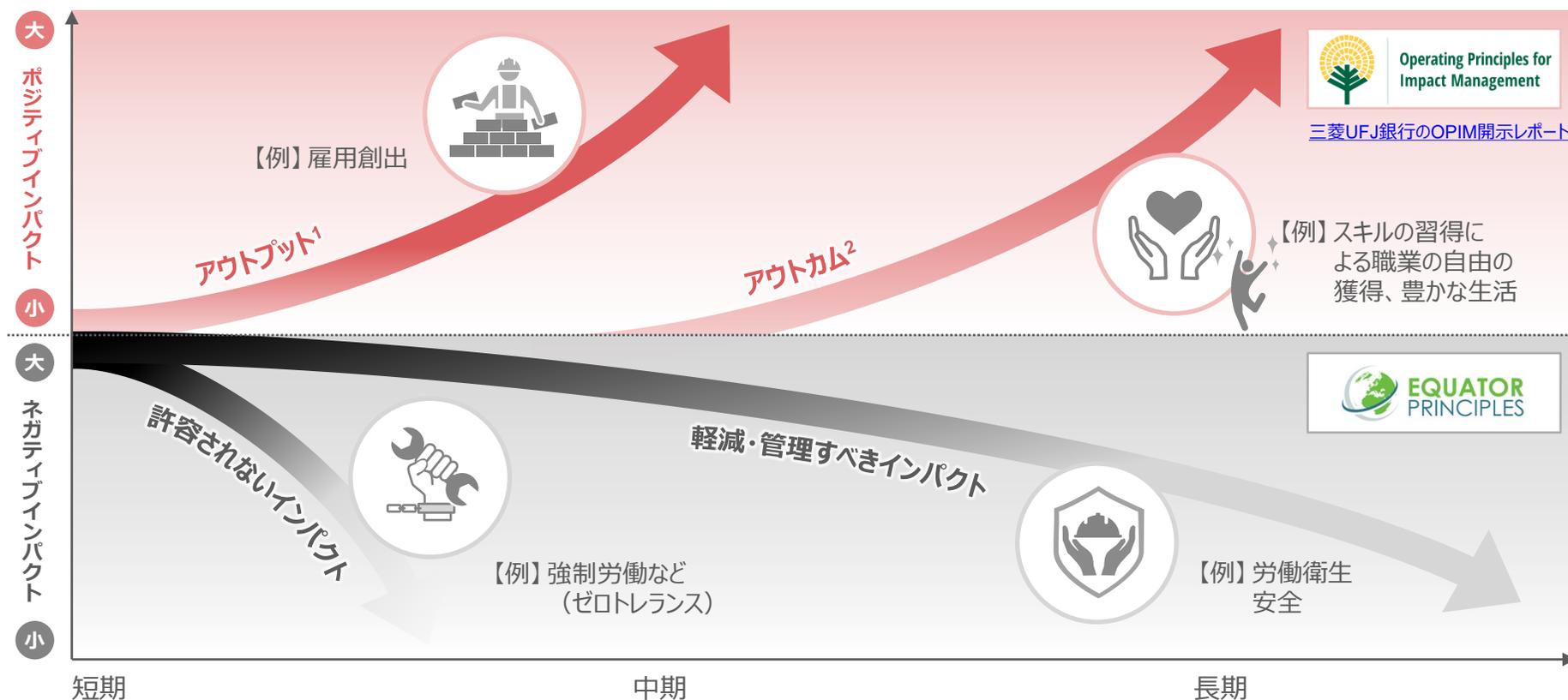
ネガティブインパクトの軽減とポジティブインパクトの最大化

赤道原則は、開発プロジェクトに伴うネガティブな影響を特定・緩和・管理していくためのフレームワークです。一方で、開発プロジェクトは、社会課題の対応やインフラ整備といった社会的要請を背景として計画・実施されるものであり、社会に対するポジティブな影響も同時に創出しています。

三菱UFJ銀行は、2021年にインパクト投資のインパクト測定・管理をするための国際原則であるOperating Principles for Impact Management（以下、「OPIM」）に署名以来、OPIMが示す国際水準のインパクト測定・管理への理解を深めてきました。

赤道原則に基づく適切なリスク管理を基盤とし、OPIMの枠組みも活用しながら、ネガティブな影響の抑制とポジティブな影響の創出を両立させ、社会課題の解決に取り組んでいきます。

開発プロジェクトにおけるインパクトの時間的変化と管理のイメージ



1. アウトプットとは、投資や事業活動によって「直接的に生み出された製品・サービス・インフラ・活動量」を指します。
 2. アウトカムとは、アウトプットによって引き起こされた「受益者や環境における意味のある変化（短期～中期）」を指します

おわりに

三菱UFJ銀行において、2024年にフィナンシャルクローズを迎えた赤道原則適用プロジェクトは126件に達し、2005年の赤道原則採択以降で最も多かった1年となりました。足元でもこの増勢は衰えていません。件数の増加に加え、取り扱うセクターや各セクターの構成比も様変わりしています。

今回、インタビュー企画を通して、赤道原則創設に貢献された方々が抱かれていた「より良い社会を実現する」という揺るぎない信念、そして変革を恐れずに一步を踏み出す勇氣、さらに、その歩みを止めることなく前進し続ける姿勢に、改めて深い敬意を抱きました。その理念は、今日の実務においてもなお、私たちの拠り所となっています。

本レポートの表紙の写真は、昨年の赤道原則協会年次総会が開催されたイスタンブールの「7月15日殉教者の橋」です。ボスポラス海峡に架けられたこの橋は、紀元前の舟橋以来、実に約2500年ぶりにアジアとヨーロッパを繋いだ歴史を持ちます。世界全体に通用する中立的かつグローバルな枠組みを目指す理念を込めて「赤道原則」と名付けた創設者たちは、社会の分断が進む現在をどのように見ているのでしょうか。

環境社会デューデリジェンスの実践を通じて持続可能な未来へとつないでいくことが、私たちの使命であると考えています。

末筆ながら、インタビューにご協力いただきましたAndré Abadie氏、Glen Armstrong氏、Christopher Beale氏、Christopher Bray氏、Richard Burrett氏、Suellen Lazarus氏、Herman Mulder氏、Peter Woicke氏に心より御礼申し上げます。

また、250 Bishopsgateでのパネルディスカッションの会場をご提供いただいたNatWest Groupの皆様、特に本会合の実現のために奔走くださったCaroline Haas氏、素晴らしい開会の挨拶をいただいたKirsty Britz氏に改めて厚く御礼申し上げます。



2026年2月3日 250 Bishopsgateにて

Appendix

Appendix : 2024年環境社会配慮確認・カテゴリーに関する情報開示 (1/6)

- 三菱UFJ銀行は、2024年1月1日から2024年12月31日まで*にフィナンシャルクローズしたプロジェクトファイナンス案件、プロジェクト紐付きコーポレートローン案件、プロジェクト紐付きファイナンス案件（プロジェクトファイナンス向け、プロジェクト紐付きコーポレートローン向け）及び同期間にマンデートを取得したプロジェクトファイナンスアドバイザーサービス案件について、赤道原則及び当行の「赤道原則運用ガイドライン」に基づき、「2024年環境社会配慮確認・カテゴリーに関する情報開示」を公表しています。

* なお、当行は、各プロジェクトの環境・社会に対する潜在的なリスクと影響の程度に応じて、「赤道原則運用ガイドライン」に基づき、国際金融公社（IFC）のパフォーマンススタンダード、世界銀行の環境・衛生・安全（EHS）ガイドラインを参照しながら、カテゴリーを付与しています。特にカテゴリーAの評価に際しては、OECDコモンアプローチや公的機関のガイドライン等も参照し、赤道原則のカテゴリー定義に従い判断しています。

Appendix : 2024年環境社会配慮確認・カテゴリに関する情報開示 (2/6)

プロジェクトファイナンス

赤道原則を適用し、対象期間にフィナンシャルクローズしたプロジェクトファイナンス案件。

| | 2024年 | | | |
|--------------------|---------|---------|---------|----------|
| | カテゴリ | | | 計 : 123件 |
| | A : 15件 | B : 60件 | C : 48件 | |
| セクター別 | | | | |
| 鉱業 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| インフラ | 2 | 2 | 0 | 4 |
| 石油・ガス | 3 | 1 | 0 | 4 |
| 電力 | 5 | 41 | 17 | 63 |
| その他 | 5 | 16 | 31 | 52 |
| 石油化学 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 石油化学以外 | 4 | 16 | 31 | 51 |
| 地域別 | | | | |
| 米州 | 6 | 45 | 35 | 86 |
| 欧州中東アフリカ | 5 | 5 | 2 | 12 |
| アジア太平洋 | 4 | 10 | 11 | 25 |
| 指定国・指定国以外の国 | | | | |
| 指定国 | 9 | 53 | 47 | 109 |
| 指定国以外の国 | 6 | 7 | 1 | 14 |
| 独立したレビューの有無 | | | | |
| 有り | 15 | 60 | 42 | 117 |
| 無し | 0 | 2 | 6 | 6 |

※ マークの箇所は『2024年環境社会配慮確認・カテゴリに関する情報開示』においてデロイト トーマツ サステナビリティ株式会社による第三者保証（限定的保証）を受けています。

Appendix : 2024年環境社会配慮確認・カテゴリに関する情報開示 (3/6)

プロジェクト紐付きコーポレートローン

赤道原則を適用し、対象期間にフィナンシャルクローズしたプロジェクト紐付きコーポレートローン案件。

| | 2024年 | | | |
|--------------------|--------|--------|--------|--------|
| | カテゴリ | | | 計 : 1件 |
| | A : 1件 | B : 0件 | C : 0件 | |
| セクター別 | | | | |
| 鉱業 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| インフラ | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 石油・ガス | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 電力 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 石油化学 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 石油化学以外 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 地域別 | | | | |
| 米州 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 欧州中東アフリカ | 0 | 0 | 0 | 0 |
| アジア太平洋 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 指定国・指定国以外の国 | | | | |
| 指定国 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 指定国以外の国 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 独立したレビューの有無 | | | | |
| 有り | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 無し | 0 | 0 | 0 | 0 |

※ マークの箇所は『2024年環境社会配慮確認・カテゴリに関する情報開示』においてデロイト トーマツ サステナビリティ株式会社による第三者保証（限定的保証）を受けています。

Appendix : 2024年環境社会配慮確認・カテゴリーに関する情報開示 (4/6)

プロジェクト紐付きリファイナンス

赤道原則を適用し、対象期間にフィナンシャルクローズしたプロジェクト紐付きリファイナンス案件。

| | 2024年 | |
|--------------------|-------------------|-------------------------|
| | プロジェクトファイナンス向け：2件 | プロジェクト紐付きコーポレートローン向け：0件 |
| セクター別 | | |
| 鉱業 | 0 | 0 |
| インフラ | 0 | 0 |
| 石油・ガス | 0 | 0 |
| 電力 | 2 | 0 |
| その他 | 0 | 0 |
| 石油化学 | 0 | 0 |
| 石油化学以外 | 0 | 0 |
| 地域別 | | |
| 米州 | 0 | 0 |
| 欧州中東アフリカ | 2 | 0 |
| アジア太平洋 | 0 | 0 |
| 指定国・指定国以外の国 | | |
| 指定国 | 1 | 0 |
| 指定国以外の国 | 1 | 0 |

※ マークの箇所は『2024年環境社会配慮確認・カテゴリーに関する情報開示』においてデロイト トーマツ サステナビリティ株式会社による第三者保証（限定的保証）を受けています。

Appendix : 2024年環境社会配慮確認・カテゴリに関する情報開示 (5/6)

プロジェクト紐付き買収ファイナンス

赤道原則を適用し、対象期間にフィナンシャルクローズしたプロジェクト紐付き買収ファイナンス案件。

| | 2024年 | |
|--------------------|---------------------|---------------------------|
| | プロジェクトファイナンス向け : 0件 | プロジェクト紐付きコーポレートローン向け : 0件 |
| セクター別 | | |
| 鉱業 | 0 | 0 |
| インフラ | 0 | 0 |
| 石油・ガス | 0 | 0 |
| 電力 | 0 | 0 |
| その他 | 0 | 0 |
| 石油化学 | 0 | 0 |
| 石油化学以外 | 0 | 0 |
| 地域別 | | |
| 米州 | 0 | 0 |
| 欧州中東アフリカ | 0 | 0 |
| アジア太平洋 | 0 | 0 |
| 指定国・指定国以外の国 | | |
| 指定国 | 0 | 0 |
| 指定国以外の国 | 0 | 0 |

※ マークの箇所は『[2024年環境社会配慮確認・カテゴリに関する情報開示](#)』においてデロイト トーマツ サステナビリティ株式会社による第三者保証（限定的保証）を受けています。

Appendix : 2024年環境社会配慮確認・カテゴリーに関する情報開示 (6/6)

プロジェクトファイナンス アドバイザリーサービス

対象期間にマンデートを取得した案件

| | 2024年 |
|----------|-------|
| | 12件 |
| セクター別 | |
| 鉱業 | 0 |
| インフラ | 1 |
| 石油・ガス | 5 |
| 電力 | 5 |
| その他 | 1 |
| 石油化学 | 0 |
| 石油化学以外 | 1 |
| 地域別 | |
| 米州 | 5 |
| 欧州中東アフリカ | 3 |
| アジア太平洋 | 4 |

記載の情報は、赤道原則協会のウェブサイトにおいて開示を行っております。ウェブサイト上ではお客さまの同意を得られた案件について、プロジェクト名およびプロジェクト所在国を開示しております。

<https://equator-principles.com/report/mufg-bank-ltd-2024/>

MUFG BANK, LTD (2024)

| | |
|-------------------------------------|--------------------------------|
| Signing Date | 22 Dec 2025 |
| Region of Headquarters: | Asia-Oceania |
| Current EPFI Reporting Year/Period: | 2024 |
| Institutional Reporting: | Link to Report |

Please read the [important notes and disclaimer](#) for further information on "EPFI Reporting", compliance and publication on the EP website.
Further information on this EPFI may be obtained through the Institutional Reporting hyperlink.

デロイト トーマツ サステナビリティ株式会社による第三者保証報告書

三菱UFJ銀行は、デロイト トーマツ サステナビリティ株式会社による第三者保証（限定的保証）を受けており、詳細は次のリンク先から参照ください。

https://www.mufg.jp/dam/csr/environment/equator/pdf/2025_reporting_assurance_ja.pdf

2025年6月1日

2024年環境社会配慮確認・カテゴリーに関する情報開示

三菱UFJ銀行は、赤道原則を適用し、2024年1月1日から2024年12月31日までにフィナンシャルクローズしたプロジェクトファイナンス案件、プロジェクト紐付きコーポレートローン案件、プロジェクト紐付きリファイナンス案件（プロジェクトファイナンス向け、プロジェクト紐付きコーポレートローン向け）、プロジェクト紐付き買収ファイナンス案件（プロジェクトファイナンス向け、プロジェクト紐付きコーポレートローン向け）及び同期間にマンデートを取得したプロジェクトファイナンスアドバイザリーサービス案件について、赤道原則及び当行の「赤道原則運用ガイドライン」に基づき、「2024年環境社会配慮確認・カテゴリーに関する情報開示」を公表しています。

なお、当行は、各プロジェクトの環境・社会に対する潜在的なリスクと影響の程度に応じて、「赤道原則運用ガイドライン」に基づき、国際金融公社（IFC）のパフォーマンススタンダード、世界銀行の環境・衛生・安全（EHS）ガイドラインを参照しながら、カテゴリーを付与しています。特にカテゴリーAの評価に際しては、OECD コモンアプローチや公的機関のガイドライン等も参照し、赤道原則のカテゴリー定義に従い判断しています。

✓ マークの箇所は、デロイト トーマツ サステナビリティ株式会社による第三者保証を取得しています。

三菱UFJ銀行は、赤道原則運用の透明性を担保するため、2012年、第三者保証の取得をいち早く導入しました。毎年、前年の赤道原則運用状況について外部監査を受検し、保証書を受領しています。

| | |
|-----------|--------------------------------|
| 2012-2013 | 株式会社あらたサステナビリティ認証機構 |
| 2014-2015 | プライスウォーターハウスクーパース サステナビリティ株式会社 |
| 2016-2020 | PwCサステナビリティ合同会社 |
| 2021-2024 | デロイト トーマツ サステナビリティ株式会社 |

Appendix: 用語集 (五十音順) (1/2)

| | |
|---|---|
| アドバイザーサービス | 資金調達について助言を行う業務 |
| IFC | 国際金融公社 (IFC) は、民間セクターの発展を通じて貧困削減を目指す国際機関で世界銀行グループの一員 |
| IFCパフォーマンススタンダード | 環境社会リスク管理のための基準を定めたガイドライン |
| EPFI | Equator Principles Financial Institutionの略称で、赤道原則採択金融機関 |
| 移転行動計画 | 物理的移転および/または経済的移転の影響を受ける人々に対し、補償、移転支援、住宅再建、生活条件の改善、実施体制およびモニタリング等を体系的に定めた行動計画 |
| 塩霧被害 | 塩分を含んだ霧や微粒子が、太陽光発電設備の表面や内部に付着することにより、金属部材や電気部品の腐食、絶縁劣化、接触不良等を引き起こし、設備の耐久性低下、故障リスクの増大、ならびに安全性および発電性能の低下をもたらす影響 |
| OECDコモンアプローチ | OECDが策定した、公的輸出信用を供与するにあたり、輸出信用機関 (ECA) が共通して実施すべきESDDの考え方および手法を定めた枠組み |
| Operating Principles for Impact Management (OPIM) | インパクト投資市場に規律、透明性および信頼性をもたらすことを目的として導入された枠組み |
| カットオフデート | 補償および移転支援の対象者を確定するために設定される基準日 |
| 環境社会アセスメント | 提案されたプロジェクトが影響を及ぼす地域内の環境・社会リスクと影響 (労働、衛生、安全に関する問題を含む) を特定するプロセス |
| 環境社会影響評価書 (ESIA) | プロジェクトの潜在的な環境社会リスクと影響に関する包括的な文書 |
| 環境社会デューデリジェンス (ESDD) | プロジェクトの実施に際して、その環境および社会的影響を評価し、リスクを特定・管理するプロセスのことで、ESDDとも呼ばれる |
| 環境社会マネジメントシステム (ESMS) | 企業レベルもしくは、プロジェクトレベルでも適用できる、環境・社会、衛生、安全についての全般的な管理制度 |
| 苦情処理メカニズム | 懸念事項を速やかに解消するように努める仕組み |
| コーポレートローン | 企業がその信用力に基づいて金融機関から借り入れる融資 |
| コンプライアンス・アドバイザー・オンブズマン (CAO) | 世界銀行グループのIFCおよびMIGA (多数国間投資保証機関)が支援するプロジェクトに関し、影響を受ける住民からの苦情対応、環境社会パフォーマンスのコンプライアンス調査、ならびに制度改善に向けた助言を行う、世界銀行グループ内の独立した説明責任メカニズム |
| 指定国 | 市民と自然環境を守るために構築された強固な環境・社会に関するガバナンス、法体系、組織を有すると考えられる国 |
| 市民社会団体 | 政府や企業とは独立した立場で、公共的・社会的課題に取り組む組織の総称 |
| 水平定向掘削 | 地表から掘削機を設置し、事前に設計した地下の掘削経路に沿って方向制御しながら掘削を行い、道路、河川、既存構造物等の下を非開削で横断して、管路やケーブル等を敷設する工法 (Horizontal Directional Drilling) |
| ステークホルダー・エンゲージメント | プロジェクトの幅広い利害関係者 (ステークホルダー) と積極的に関与し、コミュニケーションを取るプロセス |
| 生計回復 | 移転や土地収用等により影響を受けた人々の生計を、従前の生活水準まで回復させ、可能であればそれを向上させることを目的とする一連の取組 |
| 生計回復計画 | 経済的移転等により影響を受けた人々の収入源や生計手段の回復・向上を実現するために策定される行動計画 |
| 生態系 | 生物 (動植物や微生物など) とそれを取り巻く非生物的環境 (空気、水、土壌、気候など) が相互に影響し合いながら形成する一つのシステム |

Appendix: 用語集 (五十音順) (2/2)

| | |
|-------------------------------|---|
| 生物多様性 | 自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、地域ごとの様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念 |
| 誓約条項 (コバンツ) | 融資契約において、借り手 (債務者) が守るべき特定の条件や行動を定めた条項 |
| 世界銀行セーフガード・ポリシー | 従前、世界銀行が投資プロジェクトに適用してきた環境社会配慮に関する政策体系。なお、2018年10月以降に承認される新規プロジェクトには適用されておらず、現在は環境社会フレームワーク (Environmental and Social Framework ESF) が適用されている。 |
| 世界銀行グループ環境・衛生・安全 (EHS) ガイドライン | 環境、健康、安全に関するベストプラクティスを提供するガイドライン |
| 赤道原則アクションプラン | EPFIのデューデリジェンスの結果として策定されるもので、赤道原則が定める適用基準を満たすようにするため、アセスメント文書、ESMP、ESMS、ステークホルダー・エンゲージメントにかかるプロセス文書などの乖離に対して必要な対策 (アクション) を明らかにし、その優先順位をつけるもの |
| 蓄電池 | 電気エネルギーを化学エネルギーとして蓄え、必要なときに電気エネルギーとして放出する装置 |
| データセンター | インターネット上の情報を保存・処理するためのサーバー等のIT機器を収容し、それらを安定的に稼働させるための建物・設備一式 |
| トレンチレス工法 (非開削工法) | 地表を連続的に掘削する溝 (トレンチ) を設けることなく、または最小限の掘削により、地下に管路、ケーブル等のインフラを新設、更新、修復する施工方法の総称 |
| 二酸化炭素回収・利用・貯留 (CCUS) | 二酸化炭素を回収し、貯留するだけでなく、回収したCO2を有用な製品やプロセスに利用する技術 |
| 非自発的移転 | プロジェクトに伴う土地取得または土地利用制限により、影響を受ける人々が当該土地取得等を拒否する権利を有さず、その結果として物理的移転および/または経済的移転を余儀なくされる状況 |
| フィナンシャルクローズ | 借入の最初の資金引き出しまでに必要な条件が充足された日、もしくは条件の履行が免除された日 |
| 浮体式太陽光発電 | 湖沼、ダム、ため池、貯水池、海域等の水面上に浮体構造物を設置し、その上に太陽光パネルを搭載して発電を行う太陽光発電方式 |
| 物理的移転 | 住居または居住地の喪失により、人々が現在の居住場所から物理的に移動を余儀なくされる状況 |
| プロジェクトファイナンス | 貸出人が、プロジェクトからの収入を債務返済の原資かつ与信の担保として見なして貸出す方法 |
| プロジェクト紐付きコーポレートローン | 特定の開発プロジェクトに紐づいているコーポレートローン (詳細なクライテリアは赤道原則原文参照) |
| プロジェクト紐付きリファイナンス | 特定のプロジェクトに直接紐づいている、既存のプロジェクトファイナンス等の債務を借り換えるために実施される資金調達 (詳細なクライテリアは赤道原則原文参照) |
| プロジェクト紐付き買収ファイナンス | 特定のプロジェクトに直接紐づいている、既存プロジェクトまたはプロジェクト会社の持分取得等のために実施される資金調達 (詳細なクライテリアは赤道原則原文参照) |



本資料は信頼できると考えられる各種データに基づいて作成されていますが、三菱UFJ銀行はその正確性、完全性を保証するものではありません。ここに示したすべての内容は、当行の現時点での判断を示しているに過ぎません。また、本資料に関連して生じた一切の損害については、当行は責任を負いません。その他専門的知識に係る問題については、必ず弁護士、税理士、公認会計士等の専門家にご相談の上ご確認下さい。